

# 建設工事における現場代理人の兼務可能要件について

(平成 30 年 1 月 1 日施行)

本市においては、平成 23 年度から小規模建設工事における入札参加者を確保するため、現場代理人の兼務を可能とする要領を定めていますが、建設業の技術者不足等から、本取り組みの更なる拡大が求められる状況にあるとして、平成 30 年 1 月 1 日から山形県の取扱いに準じた運用を行うこととなりました。

## 1 取扱規定の改正

- ・鶴岡市が発注する建設工事の現場代理人常駐義務緩和に関する運用基準(平成 23 年 4 月 1 日施行)の一部を改正します。
- ・小規模建設工事の現場代理人に関する取扱要領(平成 23 年 11 月 15 日施行)を廃止します。

## 2 主な改正内容は

「鶴岡市が発注する建設工事の現場代理人常駐義務緩和に関する運用基準」に条項(別件工事との兼務可能要件)を追加し、山形県県土整備部が現場代理人の常駐義務緩和を認める要件に準じた取扱いとなり、兼務可能となる対象工事を拡大します。

### 【改正前】

対象工事	設定金額
土木一式工事	当初設計額が 2,500 万円未満
建築一式工事	当初設計額が 900 万円未満

### 【改正後】

対象工事	設定金額
工事(建築一式工事を除く)	請負金額が 3,500 万円未満(※)
建築一式工事	請負金額が 7,000 万円未満(※)

(※)山形県建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の改正について(通知)に準じた要件となります。

山形県ホームページ/入札・契約関係様式ダウンロード/契約関係様式/現場代理人常駐義務緩和規定/ URL: <http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/nk/dl.html>

なお、災害復旧工事を含む場合は、県の要件より1件多く兼務が可能です。

## 3 建設工事の公告について

兼務の可否については、請負金額によるため、改正後は入札公告等に記載されません。

## 4 手続き方法について

現場代理人が複数の現場を兼務する場合は、当該工事の落札決定後、既に請負っている工事の施行担当課と工事打合簿等による確認を行ったうえで、契約締結後すみやかに当該工事の施行担当課との工事打合簿等による確認が必要となります。

※ なお、不明な点は鶴岡市役所総務部契約管財課(電話 25-2111 内線 337)までお問い合わせください。